

漁業問題

一八〇〇字

今の御答弁の中で一点確認させていただきましても、今関係大臣でもって、一つの確認の中で、暫定措置の方向で検討を指示されたということは、あとは何かタイミング、要するに、外交上、いろいろな国際的な関係でタイミングを見ているというふうに理解するのですか。

タイミングを見ているということではなくて、手順を踏んで、こういうことでございます。

したがって、進め方として、一定の手順を踏んでということがどうしても必要なものですから、例えば、三省で、発動すべきという立場に立つことを決めたわけでございますが、しかし、外交の関係もあり、また例えばその他の、中国等からの反応によっては、報復という言葉も使われたりしているものですから、そういった関連のところにもそれなりに御理解と御納得をいただいて、そういう意味の確認をしておかなきゃならぬ。こういったような意味において手順を踏んでおるといふことで、タイミングを見ているということではございません。

なるべく、暫定発動が必要と判断したわけでありますから、放置すれば取り返しのつかない事態になる、こういった前提に立っておりますので、可及的速やかに、こういった意味であります。

御存じのように、もう四月に入りまして、いろいろな面で農作業

が始まっている段階ですから、そういう面では、今いろいろな手順を踏んでおられるということなんですから、効果的な発動を強く期待しておきたいというふうに思っております。

さて、その次に、これも一時期大変報道をされましたけれども、有明海のノリの不作等の問題でございます。

この問題も、関係者によっては言い方がいろいろとあるわけですが、先日、三月二十七日ですか、第三回の不作対策の関係調査検討委員会が行われて、委員長からもそういう報告がなされたわけでございます。

それを受けて農水大臣もいろいろと発言されていらっしゃるわけですが、この有明海のノリの不作に対する対策、また三回目のある委員会の報告から踏まえて、農水省としては、それをどのように受けとめて、どういうふうに取り組んでいくということの中で今臨んでおられるのか、まずそこからお聞きしたいと思います。

有明海の答弁をする前に、今副大臣の方のちょっと補足をさせていただきます。

今財務省で検討させておりますのは、実は暫定措置というのは関税しかかけられないのですね、そういうことですから、どういう関税にするかというのを急いで決めてほしいということ、それと、WTOに説明をしなければなりませんから、どういう説明をするかというのをきちっとつくる。

急がせておりまして、今副大臣の言つように、できるだけ早く暫定措置がかけられるような方向で進めたいということをやっている

ということをご理解いただきたいと思います。

また、ノリの生産に対する支援策ですが、これは、ノリの漁家といいたしうか、ノリ漁業者に対しまして、地元自治体との協力によりまして無利子化等の金融特別措置の円滑な実施と並行いたしまして、水産基盤整備事業によりまして、地元の要請を踏まえまして、まず漁場環境の保全、創造を図るための覆砂、砂をまくわけです、また、堆積物の除去や二枚貝の生息の場の確保のための干潟等の造成などの施策を今行っているところであります。

また、第三者委員会の提言に沿いまして、十三年度からは、有明海の海域環境やあるいはノリ等の不作の原因究明を目的とした総合的な調査を実施いたしました。第三者委員会にも諮りながら、九月を目途に、可能な限り早く中間取りまとめを行いまして、その結果を公表したいというふうに考えておるところであります。

またさらに、この中間取りまとめにおきましては、あわせて漁場環境のモニタリングあるいは漁場管理体制の強化や適正な養殖技術等による対応を早急に検討していただきまして、万全の対策を講じてまいりたいと考えておるところであります。

この問題がいろいろと報道された折にも、大臣は、要するに、予見を持たないで、しっかりと科学的な調査を踏まえて、それを受けて農水省として決断をしていきたいというふうな趣旨のことを何回かお聞きしたことがあります。

そつう面では、今、九月を目途に一つの間報告をいただいて、そこでまた一つの対応をしていきたいということなんですけれども、

もう一点、この問題と深くかわつたような報道で、報道は非常に激しくやっていますが、諫早湾干拓事業の水門をあけるかあけないかということがよく言われております。この問題は、今農水省はどのように考えておられるのですか。

(注) ととは便宜的に発言者の区別を示したもので、反訳の必要はありません。